本号で公布された法令のあらまし

◇関税法施行令の一部を改正する政令（政令第三九六号）（財務省）

1　不正競争防止法の一部を改正する法律の施行に伴い、関税法施行令について所要の規定の整理を行うこととした。（第六二条の二第三項第四号及び第六二条の一六第三項第四号関係）

2　この政令は、不正競争防止法の一部を改正する法律の施行の日（平成二八年一月一日）から施行することとした。

◇バター等に対して課する輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税に関する規定の平成二十七年度における適用の停止を定める政令（政令第三九七号）（財務省）

1　バター等であって平成二七年一二月一日から平成二八年三月三一日までに輸入されるものについて、輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税に関する規定の適用を停止することとした。

2　この政令は、平成二七年一二月一日から施行することとした。

◇自衛隊法施行令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三九八号）（防衛省）

一　自衛隊法施行令の一部改正関係

1　海上自衛隊の海洋業務群の名称を海洋業務・対潜支援群に改めることとした。（第一五条の二関係）

2　海洋業務・対潜支援群に対潜評価隊を新設することとした。（第一八条の一〇関係）

3　海洋業務・対潜支援群司令に充てる海上自衛官の階級を海将補に改めることとした。（第一八条の一一関係）

二　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正関係

海洋業務群司令の名称を改めることに伴い、俸給の特別調整額の支給される官職を改めることとした。（別表第三関係）

三　施行期日

この政令は、平成二七年一二月一日から施行することとした。

政　令

関税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年十一月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百九十六号

関税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、不正競争防止法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第五十四号）の施行に伴い、この政令を制定する。

関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）の一部を次のように改正する。

第六十二条の二第三項第四号及び第六十二条の十六第三項第四号中「第十号又は第十一号」を「第十一号又は第十二号」に改める。

附　則

この政令は、不正競争防止法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。

財務大臣　麻生　太郎

内閣総理大臣　安倍　晋三

バター等に対して課する輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税に関する規定の平成二十七年度における適用の停止を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年十一月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百九十七号

バター等に対して課する輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税に関する規定の平成二十七年度における適用の停止を定める政令

内閣は、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

関税暫定措置法別表第一の六第一一項に掲げる物品で平成二十七年十二月一日から平成二十八年三月三十一日までに輸入されるものについては、同法第七条の三第一項の規定の適用を停止する。

附　則

この政令は、平成二十七年十二月一日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎

内閣総理大臣　安倍　晋三